

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年8月25日

証 拠 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第98号証

証拠の標目	第百九十回国会 参議院経済産業委員会会議録第九号 (抜粋) (国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0063/19005100063009.pdf よりダウンロード) [1, 18, 19頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年5月30日
作成者	参議院事務局
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年5月10日に開催された、参議院経済産業委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、田中俊一原子力規制委員会委員長は、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」(以下「本件有識者会合」という。)が原子力規制委員会に提出した評価書(以下「本件評価書」という。)について、「今回の評価書をよく読んでいただければ分かりますけれども、有識者会合自体が十分なデータが得られなかった、十分な決定的な、結論的な</p>

	<p>判断をするに至らなかったということで、そのためには、細かいことは申し上げませんが、六つの点について更にデータの補充が必要であるということを最後の結論のところに触れられています」として、本件評価書の判断は不十分としていること（準備書面(23)第2の2(4)（16頁）：本書証19頁）を明らかにする。</p>
--	---

乙A第99号証

証拠の標目	<p>第百九十回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議録 第四号（抜粋）</p> <p>（国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/190/0265/19005120265004.pdf よりダウンロード） [1ないし4頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月9日
作成者	衆議院事務局
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年5月12日に開催された、衆議院原子力問題調査特別委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、佐々木紀（はじめ）衆議院議員の、「有識者会合自体、法的根拠がないものであり、北陸電力による調査結果を踏まえていない、スケッチ等の限られた情報のみによる評価と言えることから、こういったものを重要な知見として取り扱うことは問題があると考えます。適合性審査においては、有識者会合の評価書をベースに審査を行うのではなく、ピアレビュー会合で出された意見を尊重するとともに、宿題とされた事業者の追加調査結果も踏まえて、事業者と十分な議論を行いながら科学的、総合的な審査を進め、白紙の状態から判断すべきと考えますが、規制委員会の見解をお伺いしたいと思います。」との指摘に対し、</p>

田中俊一原子力規制委員会委員長は、「今御指摘のように、私どもとしても、それだけで判断するのは少し拙速過ぎるのではないかということ、それから、有識者の方も、これだけ限られたデータなので確定的なことは言えないということで、六項目について、さらに今後こういった点にデータの拡充が必要という報告書になっておりますので、そういったデータを拡充して今後の私どもの審査に役立てていきたいということであり、」として、本件評価書によって本件原子力発電所の安全性を判断することはできないとしていること（準備書面(23)第2の2(4)(16頁)：本書証3頁)を明らかにする。

乙A第100号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年6月11日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月11日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年6月10日に開催された本件2号機の新規制基準適合性審査に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、「審査会合では、有識者調査団の評価書自体を審議することはない。この日は、有識者調査団の一員でもあった石渡明委員が議事の進行を務めたが、敷地内に活断層があると指摘した評価書に触れることはなかった。規制庁の担当者は、有識者がS-1断層を活断層と解釈する根拠となった、原発建設前の地層スケッチ図について『すれ違いの議論になるだけだ』と述べ、積極的に取り上げない姿勢を示した。」</p> <p>として、新規制基準適合性審査においては、本件敷地内シームに関する議論が優先され、同審査においては本件評価書に関わらず、あらためて本件敷地内シームの活動性が判断されること（準備書面(23)第2の2(3)(15頁))を明らかにする。</p>

乙A第101号証

証拠の標目	<p>原子力なんでもQ&A 47 志賀原子力発電所はどうなるのでしょうか</p> <p>(エネルギーレビュー2016年7月号所収)</p> <p>[56, 57頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月20日
作成者	岡本孝司
立証趣旨	<p>本書証は、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した岡本孝司・東京大学大学院教授が、本件有識者会合における議論や、本件評価書の内容の科学的問題点等について論じたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制委員長の発言などを良く聞いていると、有識者の皆様が苦勞されているので、報告書が出てきたからとりあえず受け取ったというだけであり、判断は今後の審査で実施すると言っています。」として、原子力規制委員会において、本件評価書は、同委員会による本件敷地内シームの評価ではなく、同委員会による中間報告ですらないとされていること（準備書面(23)第2の1(1)(4ないし8頁)：本書証57頁) ・「通常、全ての学術論文がピアレビューの洗礼を受け

ます。レビュアーからのコメントや質問に、論理的に返答できない場合、その論文は日の目を見ることはありません。科学技術ではない、単なる思い付きメモになります。」とした上で、本件評価書について、「おかしな点が多数あり、ピアレビューでは、多数のコメントがつけました。不思議なことに、これらのコメントに対して、何ら合理的な回答をすることなく、昔書かれたスケッチが活断層に見えるという一点張りで、判断を下しています。つまりピアレビューは、通過しておらず、単なる思い付きメモしかありません。」として、本件ピア・レビュー会合において重大かつ根本的な疑問や異論が呈されたにも関わらず、本件評価書の結論が変更されなかったことは、本件評価書の科学的妥当性を失わせると指摘されていること（準備書面(20)第3（6ないし25頁）、準備書面(24)第1の2(2)（8頁）：本書証57, 56頁）

- ・「(被告注：原子力規制)委員会では、有識者の方々のご苦勞をねぎらう言葉がいっぱいありましたが、これは、単に、有識者の思い込みをサポートするデータが一切出てこなかったことを意味しています。スケッチをサポートするデータが全くないのです。このため、無理やりスケッチを位置付けることに苦勞されたのです。普通の科学ならば、他のデータを元にスケッチを合理的に排除することができるにもかかわらず、無理やり、ありもしないモデルを作り

	<p>上げて説明するのに苦労したのです。これは、科学技術ではありません。」として、旧トレンチに基づきシームS-1北西部が後期更新世以降に活動したとする本件有識者会合による評価は、科学的・技術的判断とは到底いえないと指摘されていること（準備書面(20)第3の3(1)ウ（12，13頁）：本書証56頁）</p>
--	---

乙A第102号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年6月11日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月11日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年6月10日に開催された本件2号機の新規制基準適合性審査に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、本件評価書について、「有識者が活断層と解釈した根拠は建設前の地層のスケッチなど限られた資料やデータである。図の中にある地層は建設工事で削られて消滅した。今となっては確認のしようがない地層の図を根拠にした断層評価は説得力に欠けると言わざるを得ない。有識者調査団の評価会合では北電が新たな調査で得たデータや、その分析に基づく見解が十分に考慮されず、断層が動くことを前提にして議論が進んだ印象もあった。」として、その内容の不合理性が指摘されていること（準備書面(24)第1の2(2)(8, 9頁))を明らかにする。</p>

乙A第103号証

証拠の標目	「電気新聞」平成28年2月19日 (縮刷版より抜粋)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年2月19日
作成者	日本電気協会新聞部
立証趣旨	<p>本書証は、平成27年11月20日に開催された、本件有識者会合のピア・レビュー会合における議論等を踏まえ、本件敷地内シームに関する専門家の見解を取りまとめた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動地形学の専門家である山崎晴雄・首都大学東京名誉教授は、シームS-1の北西部のみが活動するとする本件評価書の評価について、「仮にS-1の一部がずれたとしても、せいぜい長さ100メートル程度。これほど短い区間がずれても数ミリメートルほどの段差しか形成されないだろう。」と指摘していること(準備書面(25)第2章第2の3(11頁)) ・ 山崎名誉教授は、シームS-1のスケッチに見られる段差について、「スケッチ図に描かれた岩盤にはシームの左右で数十センチメートルの段差がある。長さ10キロメートルほどの断層が動かないと、これほどの段差は生じないものだ。」として、旧トレンチの段差はシームS-1の活動によって生じたもので

はないとしていること（準備書面(25)第3章第1の1(2)イ（27頁））

- ・山崎名誉教授は、シームS-1のスケッチについて、「スケッチ図を見る限り真上の地層は全くずれていない。」「スケッチ図は当時の専門家が根拠をもって判断して描いた。」として、地質学の専門家による信頼性の高いスケッチ図においても、地層のずれは確認できないとしていること（準備書面(25)第3章第1の1(2)カ（34頁））

- ・地質学・構造地質学の専門家である金折裕司・元山口大学大学院教授は、シームS-1のスケッチに見られる段差について、「(スケッチ図に描かれたシームの上層部にある)堆積層の厚さが異なる点も根拠の一つ。亀裂を挟んで左側と右側の上部地層で厚さが異なるからだ。上部地層が堆積してから亀裂が形成されたなら堆積層の厚さは亀裂の左右で同じになるはず。そうではないので、ずれが形成されてから堆積したと考えられる。」として、段差の左右で地層の厚さが異なることは段差形成後に地層が堆積したことを示しており、シームS-1が活動性がないことの根拠の一つであるとしていること（準備書面(25)第3章第1の1(2)ク（37頁））

- ・山崎名誉教授は、「スケッチ図だけを根拠に挙げて活断層だと判断するのは納得できない」、「シームの延長部分で（活動性の痕跡が）認められなかったのにスケッチ図を持ち出して活動性を否定できないと結

	<p>論付けるのは理解できない」として、延長部における上載地層法による評価を重視すべきとしていること（準備書面(25)第3章第1の4(3)（46, 47頁））</p> <ul style="list-style-type: none">・金折元教授は、シームS-1の旧トレンチから南東方の延長部における新たなトレンチ調査等により本件敷地内シームの活動性を評価することについて、「正当なやり方だ。それしか方法がない。」として、延長部における上載地層法による評価を重視すべきとしていること（準備書面(25)第3章第1の4(3)（46, 47頁））
--	---

乙A第104号証

証拠の標目	「電気新聞」平成27年11月17日 (縮刷版より抜粋)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月17日
作成者	日本電気協会新聞部
立証趣旨	<p>本書証は、平成27年11月20日に開催された、本件有識者会合のピア・レビュー会合に先立ち、本件敷地内シームに関する専門家の見解を取りまとめた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震工学の専門家である濱田政則・早稲田大学名誉教授は、シームS-1の北西部のみが活動するとする本件評価書の評価について、「志賀のような固い岩盤がずれる場合、ひずみレベルを考慮すればこのような短い区間だけ割れることは考えられない」と指摘していること(準備書面(25)第2章第2の3(11頁)) ・地質工学・地質学の専門家である小島圭二・東京大学名誉教授は、シームS-1のスケッチに見られる段差について、「旧トレンチでS-1の段差を覆う地層にずれがない」、「断層で50センチメートルも岩盤がずれた場合、その上にある地層も『確実にずれる』」と指摘していること(準備書面(25)第3章第1

の1(2)イ(27頁))

- ・濱田名誉教授は、「断層模型を作って実験したり数値解析した」とした上で、それらの経験・知見を踏まえ、「段差周辺の地層に明確なずれのない旧トレンチのS-1が活断層でないことは、こうした『実験と数値解析が裏付けている』として、地層に明確なずれがない以上、シームS-1に活動性は認められないとしていること(準備書面(25)第3章第1の1(2)キ(35頁))
- ・濱田名誉教授は、シームS-1が迂回するようなずれ方をしているとする本件評価書の評価について、「S-1が(岩石の)裏側へ迂回しているとは見えない」として、本件評価書の誤りを指摘していること(準備書面(25)第3章第1の2(1)(39頁))
- ・小島名誉教授は、シームS-1が迂回するようなずれ方をしているとする本件評価書の評価について、シームS-1が直線的に続いていることから「岩石の場所だけ迂回するとの理屈は合わない」として、本件評価書の誤りを指摘していること(準備書面(25)第3章第1の2(1)(39頁))

乙A第105号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所の今敷地内破碎帯（シーム）の問題点について説明させてください。</p> <p>（「北國新聞」「北日本新聞」平成27年11月19日掲載）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月19日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、本件敷地内破碎帯（シーム）の問題点について、地域の皆さまへご説明するため、被告が新聞に掲載した広告である。</p> <p>本書証によって、耐震工学の専門家である濱田政則・早稲田大学名誉教授は、シームS-1の北西部のみが活動するとする本件評価書の評価について、「長さ800m足らずのS-1がこの短い区間だけで数十センチもずれるなど、志賀の硬い岩盤ではまず考えられない。」と指摘していること（準備書面(25)第2章第2の3（11，12頁））を明らかにする。</p>

乙A第106号証

証拠の標目	鑑定意見書
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成28年8月19日
作成者	金折裕司
立証趣旨	<p>本書証は、地質学・構造地質学の専門家である金折裕司・元山口大学大学院教授が、被告の依頼により、本件評価書の評価について、地質学的視点から検証し、鑑定した結果を、鑑定意見書として取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、概ね以下のとおり、地質学・構造地質学の専門家が、本件評価書の評価には科学的に問題があり、本件敷地内シームは活動性がないと判断している旨（準備書面(25)第5章（79頁）、同書面別紙（81頁））を明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・岩盤地盤ならどこにでもある節理やキレツ等にも、断層現象（ズレ）を示す鏡肌や条線はしばしば認められる。本件敷地内シームの成因（低温熱水変質作用で出来た粘土質）と規模に照らし、大きな変位（ズレ）を繰り返して来たものではなく、通常、活動性を問題にするものではない。 ・本件評価書は上記の点を理解しないまま評価がなされている。 ・シームS-2・S-6周辺の地形（北端付近の凸状

	<p>地形) がトレンチ調査等からシーム S-2・S-6 の活動によるものでないことは明白。いわば予察段階での非常に粗い可能性の指摘ないし印象を述べたものに過ぎず、知見の適用には誤りがあるし、本来みるべき事柄が必要な確度で検討されていない。</p> <ul style="list-style-type: none">・旧トレンチのスケッチの予察段階に過ぎない印象を評価として保持するとの強いバイアスの下で本件評価書が策定されたのではないかと疑わざるを得ない。
--	--

乙A第107号証

証拠の標目	鑑定意見書
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成28年8月19日
作成者	濱田政則
立証趣旨	<p>本書証は、耐震工学の専門家である濱田政則・早稲田大学名誉教授が、被告の依頼により、本件評価書の評価について、耐震工学的視点から検証し、鑑定した結果を、鑑定意見書として取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、概ね以下のとおり、耐震工学の専門家が、本件評価書の評価には科学的に問題があり、本件敷地内シームは活動性がないと判断している旨（準備書面(25)第5章(79頁)、同書面別紙(81頁))を明らかにする。</p>
【分類③】	<p>・鑑定者らの研究結果や、被告が調査した文献等にもとづけば、仮に旧トレンチ基盤上面の段差が断層変位によって形成されたとすれば、砂礫Ⅱ層にはせん断やこれに伴う変位・変形が明確に観察されるはず。旧トレンチについて、スケッチや詳細な壁面写真から、せん断やこれに伴う変位・変形の特徴は全く認められず、段差は砂礫Ⅱ層堆積前に形成されたと考えるのが妥当。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・シームS-1の変位の範囲は、シームS-2・S-6との会合までから1号機原子炉建屋基礎底盤までの80メートル程度。旧トレンチ基盤面の最大35センチメートル程度のズレ（変位）が80メートルの両端で変位ゼロになることになり、本件敷地のような硬質岩盤においてこのようなことは考え難い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被告の追加調査の結果、本件評価書が行った数値解析で想定した、シームS-2・S-6の地下延長部に長さ15キロメートルに及ぶ震源断層を想定することができない。 ・被告が本件評価書と同様の条件で行った計算結果では、旧トレンチに段差が生じる一方、シームS-2・S-6の破壊が地表に及ばないとする状況は自然現象として想定できない。

乙A第108号証

証拠の標目	鑑定意見書
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成28年8月16日
作成者	太田秀樹
立証趣旨	<p>本書証は、地盤工学の専門家である太田秀樹・東京工業大学名誉教授が、被告の依頼により、本件評価書の評価について、地盤工学的視点から検証し、鑑定した結果を、鑑定意見書として取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、概ね以下のとおり、地盤工学の専門家が、本件評価書の評価には科学的に問題があり、本件敷地内シームは活動性がないと判断している旨（準備書面(25)第5章(79頁)、同書面別紙(81頁))を明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・シームS-1の条線が残るには、力学原理から考えると北北西-南南東の圧縮主応力場が必要。この時期は、中新世後期であると推定。 ・現在の最大主応力（西-東の圧縮）で発生し得るシームS-2・S-6のズレ移動は、西側の土塊（岩塊）が東側の土塊（岩塊）の上に乗り上げるように移動し、東側の土塊（岩塊）に含まれるシームS-1が相対的に押し下げられることになり、旧トレン

	<p>チで危惧されたズレ移動（北東側の土塊が南西側の土塊の上に乗上げる）は起こり得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の活断層による応力の解析結果を踏まえると、シームS-1北西端部のみの活動が促進されるような状態は想定され得ない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧トレンチ位置の中位段丘堆積層にせん断に伴う変位・変形は認められないことと、その南東方向の高位段丘堆積層に変位・変形が認められないことは調和的。 ・海岸部，防潮堤建設時の基礎掘削部分から，旧トレンチの段差は，約12万ないし13万年前の海岸線で形成された浸食地形と考えられる。